

令和8年度東海市「とうかいつ子」応援事業 対象経費取扱基準

交付対象経費及び例	
消耗品費	消耗印刷費（事務用消耗品費、印刷代等） 食料費（会議等の湯茶、賄い材料費） ※お弁当や店舗等での飲食代は対象外。
備品購入費	棚や机など施設に備え付ける物品の購入については 事前に東海市社会福祉協議会へ連絡してください。
報償費	講師謝礼
使用料	会場使用料（電気、水道、ガス等の光水熱費を含む）
役務費	保険料、通信運搬費（郵便料、通信料）